

# 公益財団法人全国商業高等学校協会主催

## 商業経済検定試験規則

(平成6年5月、7年5月、8年5月、11年5月、13年5月、14年5月、26年2月、27年2月改正)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、商業経済に関する知識および能力を検定する。
- 第2条 検定は筆記試験によって行なう。
- 第3条 検定第1級、第2級および第3級の3種とし、検定を行う科目は「ビジネス基礎」「マーケティング」「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」とする。
- 第1級 「マーケティング」「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうちいずれか2科目に合格した場合
- 第2級 「マーケティング」「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうちいずれか1科目に合格した場合
- 第3級 「ビジネス基礎」に合格した場合
- ただし、第1級および第2級の科目は、第3級の内容を基礎としたものである。
- なお、第2級の合格者が第1級を受験する場合、2科目のうち1科目は第2級の合格科目を充てることができる。この措置は第2級合格の年に次ぐ2年以内とし、本人の申請による。
- 第4条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第5条 検定試験は年1回実施する。
- 第6条 検定試験の出題範囲は別に定める。
- 第7条 検定に合格するには、第1級、第2級および第3級とも100点満点とし、70点以上の成績を得なければならない。
- 第8条 検定に合格した者には合格証書を授与する。また合証証書には科目名を付するものとする。
- 第9条 前条による合格証書は、次の様式とする。

- 第10条 検定試験受験志願者は所定の受験票に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第11条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

### 商業経済検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は当日持参しなければならない。
- 第2条 試験規則第5条による試験日は、毎年2月第1日曜日とする。
- 第3条 各級の制限時間は次のように定める。  
第1級、第2級は1科目60分とし、第3級は40分とする。
- 第4条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)  
1科目 1,300円
- 第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。
- 第7条 検定試験規則第6条による出題範囲は、文部科学省高等学校学習指導要領に準拠する。

### 様式

|   |
|---|
| 第 号   |
| 合格証書  |
| 第 級   |
| 氏名  |
| 年 月 日生  |
| 本協会主催文部科学省後援第 回<br>商業経済検定試験において頭書の<br>級に合格したことを証します |
| 平成 年 月 日  |
| 公益財団法人全国商業高等学校協会<br>理事長 氏 名 印                       |